

共に支え合い、共に生きる

佐賀市

人権教育・啓発基本方針

(改訂版)



I 基本的な考え方

1 基本理念 共生社会の実現

国籍、性別、世代など様々な違いを超えて、全ての人の人権が尊重され、共に支え合い、共に生きることが出来る「共生社会」の実現をめざします。

《三つの社会づくりの推進》

- ① 一人一人が個人として尊重される差別のない社会
- ② 一人一人が個性や能力を十分に発揮する機会が保障される社会
- ③ 一人一人が個性を尊重され、誰もが自分らしく生きられる社会

2 目標 人権文化の確立（人権という普遍的文化の構築）

3 基本姿勢 生涯を通じた人権教育・啓発

II 人権施策の推進方向

1 あらゆる場における人権教育・啓発の推進

○教育・保育施設 ○学校 ○家庭 ○地域 ○企業

2 特定職業に従事する人に対する人権教育・啓発の推進

○行政職員 ○教職員 ○社会教育関係者 ○医療・保健関係者
○福祉関係者 ○マスメディア関係者

3 人権教育・啓発の効果的推進

○人材の育成と資質の向上 ○教材・学習プログラムの活用
○学習内容の充実 ○総合的なネットワークづくり

4 相談・支援・救済の推進

国・県・他市町の機関、弁護士会、市民団体等との相互の連携・協力

Ⅲ 分野別施策の推進

同和問題

インターネット等の普及により差別が複雑化・多様化する中、平成28年12月に施行された「部落差別解消推進法」の趣旨に基づき、同和問題の解決をめざし、あらゆる差別を許さないという市民の人権意識の高揚を図ります。

- 学校における人権・同和教育の推進
- 社会における人権・同和教育の推進
- 啓発活動の推進
- 企業等への啓発の推進
- 相談体制の充実
- 隣保館事業等の推進



女性の人権問題

「佐賀市男女共同参画を推進する条例」の基本理念を踏まえ、男女の人権を尊重し、誰もがいきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現をめざします。

- 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり
- 男女がお互いを認め合う社会づくり
- あらゆる分野への男女共同参画を促す社会づくり
- 男女が共に働きやすい環境づくり
- ドメスティック・バイオレンス（DV）のない社会づくり



子どもの人権問題

子どもが一人の人間として、社会の一員として人権が尊重され、個性豊かに、健やかに育っていける社会を実現するために、行政や地域社会等がそれぞれの立場から支援します。

- 地域における子育て・親育ちへの支援
- 子どもの生きる力を育む環境の充実
- 支援を要する子どもや家庭を支える取組の推進
- 親子の健康の確保と増進
- 仕事と家庭との両立の推進
- 子どもの安全確保と子育てに
適した生活環境の整備



高齢者の人権問題

高齢者がその人らしくいきいきと生活できる社会の実現をめざして、保健・医療・福祉が連携し、高齢者に関する施策の充実を図っていきます。また、高齢者が社会参加できるような地域で支え合う体制づくりを推進します。

- 高齢者に対する人権侵害の発生防止
- 健康教育・健康相談の充実
- 心身機能の維持向上や家庭介護の負担軽減
- 雇用機会の確保や生きがい対策の推進
- 安全かつ快適に生活できるようなまちづくり
- 相談支援体制の構築
- 虐待や権利侵害防止のための取組の推進

障がいのある人の人権問題

平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」の趣旨に基づき、障がいのある人が一人の市民として尊重され、障がいのない人と共に生活し、活動する社会づくりをめざします。

- 障がい者の現状を把握する仕組みづくり
- きめ細かい障がい福祉サービスの提供
- 障がい児の未来に向けた仕組みづくり
- 生きがいを持って働ける場づくり
- 多様な活動の振興・場づくり
- 活動しやすい安全・安心なまちづくり
- いつでも、つながる 支え合う体制づくり



外国人の人権問題

国籍や民族を問わず、個人の尊厳と基本的人権を尊重し、敬愛し、協力し合う心を育て、共に生きる社会にするための人権教育・啓発を推進します。また、平成28年6月に施行された「ヘイトスピーチ対策法」の趣旨を踏まえ、外国人に対する偏見や差別の解消に努めます。

- 人権教育・啓発活動の推進
- 相談機能の充実、支援体制の整備
- 交流等を通じた対等な関係を築く「多文化共生社会」の推進
- 「多文化醸成教育」の充実



患者等の人権問題

患者等の人権が尊重され、個人の尊厳をもって、地域社会において安心して暮らすことができるような社会を実現するための環境整備を進め、差別や偏見を解消するため、正しい知識の普及・啓発活動に努めます。

- HIV（ヒト免疫不全ウイルス）感染者等
- ハンセン病元患者等
- 難病患者等
- がん患者



犯罪被害者等の人権問題

犯罪被害者等の人権を尊重し、社会全体で支え合うことができる社会づくりを推進します。また、平成29年10月から施行した「佐賀市犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者等の支援に努めます。

- 相談及び情報の提供等
- 見舞金の支給
- 広報啓発活動
- 研修会の開催



性的指向・性自認等に関する人権問題

「あるがままに自分らしく生きる」権利を尊重されるような多様性のある社会づくりをめざし、性的指向・性自認等に関する偏見や差別を解消し、正しい知識と理解を深める教育・啓発に努めます。

- 研修会や講座の開催
- 教育・啓発活動の推進
- 性の多様性に関する情報や相談窓口の紹介
- 学校における個別対応や相談体制の充実



インターネットによる人権侵害

高度情報化の急速な進展に伴い、匿名性、容易性、拡散性などの特性から、インターネットによる人権侵害は複雑化・多様化しています。利用者一人一人がより安全で安心した情報通信技術サービスを利用できる環境づくりのために、啓発活動の推進や情報モラル教育などに積極的に取り組みます。

- 教育・啓発活動の推進
- 相談・支援体制の充実



人権に関する様々な問題

一人一人が様々な人権問題を自分事として考えられるよう、あらゆる機会を通して人権意識の高揚を図り、差別や偏見をなくしていくための施策の推進に努めます。

◆刑を終えて出所した人

周囲の人々の理解と協力を得ながら、関係機関と連携した積極的な啓発活動を推進することで、円滑な社会復帰を実現します。

◆ホームレス等生活困窮者

偏見や差別意識を解消し、佐賀市生活自立支援センターと連携・協力しながら、社会的自立支援等に関する施策を推進します。

◆北朝鮮当局による拉致問題等

講演会の開催や啓発チラシの配布を通して市民の理解を深めるとともに、国民一体となった拉致問題を許さない姿勢を示す取組を進めます。

◆人身取引

性的搾取や強制労働などを目的として、暴力や権力の乱用等により行われる重大な人権侵害です。被害を受けないような普及啓発に努めます。

◆災害に起因する人権問題

人権擁護の視点に立った避難所運営を図り、被災者や被災地に対する人権侵害を防ぐため、人権問題や共助についての理解を深めます。

◆個人情報に関する人権問題

個人情報を取り扱う事業者が保有する個人情報を適正に管理するよう、国・県・関係機関等と協力しながら啓発し、法令等の遵守を促します。

◆その他の人権問題

アイヌの人々や中国残留孤児とその家族の人権に関わる問題など



IV 推進体制等

1 推進体制

○庁内での推進体制

「人権尊重の確立」をめざし、人権教育・啓発をあらゆる分野で推進します。

○国・県・市町・関係団体等との連携

それぞれの役割分担の下、連携を図ります。

○市民・企業・市民活動団体等との連携

人権教育・啓発の各分野において、効果的な推進を図るための連携を強化します。

2 評価と見直し

○施策の点検・評価を行います。 ○必要に応じて基本方針の見直しを行います。



問合せ 佐賀市 市民生活部 人権・同和政策・男女参画課
〒849-0919 佐賀市兵庫北三丁目8番36号 ほほえみ館2階
TEL 0952-40-7367 / FAX 0952-34-4549
mail jinken@city.saga.lg.jp